

令和8年度「交通空白」解消緊急対策事業調査業務委託
プロポーザル実施要領

令和8年6月

磐田市

目次

1	目的	3
2	対象業務の概要	3
3	契約に関する事項	3
4	参加要件	3
5	実施日程	4
6	応募手続き等に関する事項.....	4
7	選定に関する事項	6
8	その他	8
9	問合せ先・提出先	8

1 目的

本業務は、磐田市における地域公共交通の維持・確保を図るため、利用状況や市民のニーズを調査し、本市の「交通空白」を把握することで、今後の地域公共交通の在り方や方針を策定することを目的とする。

2 対象業務の概要

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 委託事業名 | 令和8年度「交通空白」解消緊急対策事業調査業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「令和8年度「交通空白」解消緊急対策事業調査業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結の翌日から令和9年2月5日（金）まで |
| (4) 提案上限額 | <u>11,000千円</u> （消費税及び地方消費税を含む） |
| (5) 選定方法 | 公募型簡易プロポーザル方式 |

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

磐田市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業完了報告後、受注者の請求に基づき、支払うこととする。

(3) 契約保証金

契約保証金免除

(4) その他

業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。なお、業務の一部を委任又は請け負わせる場合は事前に承認を得ること。

4 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を全て満たすこと。なお、参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格及び審査結果を取り消す場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱（平成23年磐田市告示第55号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱（平成25年磐田市告示第72号）に基づく入札排除措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 参加申請書提出時点で磐田市物品製造等入札参加資格者名簿にある「71 事務委

託」に登録されている者であること。もしくは、磐田市物品製造等入札参加申請を技術提案書提出期限（令和8年7月17日（金））までにする予定である者。

※参加申請書提出時点で磐田市物品製造等入札参加資格者名簿に登録されていない応募事業者は、磐田市物品製造等入札参加申請をした変更申請書の控えを令和8年7月17日（金）までに技術提案書と併せて提出すること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 過去3年間（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）に、地方公共団体が発注した地域公共交通に関わるデータ分析、地域公共交通の再編、AI オンデマンド交通等の新たなモビリティサービス導入に関する支援業務等の同種又は類似する業務実績を、静岡県内において1件以上有していること。

5 実施日程

期限等	項目	備考
令和8年6月22日（月）	募集開始・質問受付	市ホームページ
令和8年6月30日（火）17時00分まで	質問書提出期限	電子メール
令和8年7月1日（水）17時00分まで	質問書回答期限	市ホームページ
令和8年7月3日（金）17時00分まで	参加表明書提出期限	電子メール
令和8年7月6日（月）17時00分まで	参加資格確認結果通知	電子メール
令和8年7月17日（金）17時00分まで	技術提案書等提出期限	CD-R 持参若しくは郵送 又は電子メール
	見積書・見積明細書	持参又は郵送
令和8年7月23日（木）	プレゼンテーション	会場：庁舎内会議室
令和8年7月27日（月）	審査結果の通知	電子メール
令和8年7月29日（水）	契約の締結	
令和8年7月30日（木）	業務開始	

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格確認結果通知

- ① 受付期間 令和8年6月22日（月）から令和8年7月3日（金）17時00分まで
- ② 提出書類
 ア 参加表明書（様式第1号）
 イ 同種・類似業務実績（様式第4号）及び実績が分かる契約書の写し
 ※同種又は類似する業務とは「4参加要件」(6)に記載の業務とする。
- ③ 提出方法 上記の提出書類をPDF形式で電子メールにより提出すること。なお、提出後は必ず到着確認を行うこと。
- ④ メールアドレス chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp

表題：【令和8年度「交通空白」解消緊急対策事業調査業務委託】

プロポーザル参加表明書（事業者名）

- ⑤ 確認通知 参加資格確認結果通知を令和8年7月6日(月)に電子メールにより通知する。
- (2) 質問の受付
- ① 受付期間 令和8年6月22日(月)から令和8年6月30日(火)17時00分まで
- ② 提出方法 別紙「質問書（様式第2号）」に記載し、Word形式で電子メールにより提出すること。なお、提出後は必ず到着確認を行うこと。
- ③ メールアドレス chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp
表題：【令和8年度「交通空白」解消緊急対策事業調査業務委託】
プロポーザル質問書（事業者名）
- ④ 回答 回答書は、質問者を伏せた形で令和8年7月1日(水)17時00分までに市ホームページに掲載する。
- (3) 辞退届の提出
- 参加表明書提出後に、本業務への参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第3号）を提出すること。
- ① 提出方法 別紙「参加辞退届（様式第3号）」に記載し、PDF形式で電子メールにより提出すること。なお、提出後は必ず到着確認を行うこと。
- ② メールアドレス chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp
表題：【令和8年度「交通空白」解消緊急対策事業調査業務委託】
参加辞退届（事業者名）
- (4) 技術提案書の提出
- ① 技術提案書は、原則A4縦版（横書き）とし、自由様式とする。
※補足資料等でA3横版を使用することは可能とする。
- ② 技術提案書は、ページ番号を付すること。
- ③ 技術提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
- ア 会社概要
- ・会社概要について、以下の項目を記載すること。
[会社名・設立年月日・資本金・事業内容・社員数・組織図・その他]
- イ 業務の実施体制
- ・業務を適切に実施するために責任者や必要な知識・経験等を有する人員体制（各担当者の実績等）を分かるようにしたもの。
- ウ 業務の具体的な提案
- ・業務実施スケジュール
 - ・データの集計・分析等
スマートフォンGPSデータ等ビッグデータの活用手法や、ニーズ調査の具体的な実施方法。
 - ・現状理解と合意形成（ワークショップ）
本市の現状を把握した上での、多様な関係者によるワークショップの運営方法、プロセス理解醸成による人材育成の具体的なアプローチ。
 - ・新たな交通モード等の可能性の提案における体制
対象地域における移動課題の解決に向け、既存の公共モードを補完・代替し得る

新たな交通モード（AI オンデマンド、グリーンスローモビリティ等）の導入や既存の交通モードの改善案等を提案できる体制や方法。

・計画策定・PDCA 設計

基本方針・目標設定、評価指標の設定、PDCA サイクル等の設計における考え方。

・その他の独自提案

仕様書に掲げる事項のほか、提案者が有する専門的な知見（国の最新ガイダンスに基づく分析手法等）を活かした効果的提案。

エ 個人情報（特定個人情報を含む）の保護

・個人情報の取り扱いに関する規程又は方針を記載すること。

・個人情報の漏えいを防止するため、既に実施している又は今後実施する予定の取り組みを記載すること（プライバシーマークの取得等）。

・個人情報の漏えい等の重大事故発生時の対応について記載すること。

④ 受付期間 令和8年7月6日(月)から令和8年7月17日(金)17時00分まで

⑤ 提出部数 電子データ1部

※データのファイル形式は、原則として、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excel 又は PDF 形式とすること。（これに拠りがたい場合は、本市まで申し出ること）

⑥ 提出方法 以下のいずれかの方法で電子データを提出すること

ア 電子データを CD-R に格納し、「9 問合せ先・提出先」へ郵送又は持参する。なお、CD-R レーベル面に企画提案者名を記載すること。

イ 電子メールにより提出する。なお、本市は 10MB を超える電子データを受信できないため、10MB を超える場合には、「9 問合せ先・提出先」まで電話にて連絡すること。追って、市からストレージサービスの URL を電子メールにて連絡する。

(5) 見積書の提出

① 提出書類 見積書（任意様式） 1部

② 留意事項 ア 見積書には、その根拠となる単価、工数（人・日）、その他必要な経費の区分がわかるよう記載すること。

イ 消費税（10%）等も明示すること。

③ 受付期間 令和8年7月6日(月)から令和8年7月17日(金)17時00分まで

(6) 提出方法

磐田市自治デザイン課まで持参または郵送すること。郵送する場合は、「9 問合せ先・提出先」まで上記の提出期間内に必着で送付すること。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

① 本技術提案の審査については、「令和8年度「交通空白」解消緊急対策事業調査業務委託業者選定委員会」が審査基準に沿って技術提案書の審査を行う。

② プレゼンテーション

ア 開催日 令和8年7月23日(木)

イ 開催場所 磐田市役所 西庁舎3階 302会議室（予定）

ウ 方 法

- ・ プレゼンテーションに要する人員は5名以内とすること。
- ・ プレゼンテーションの構成は自由とするが、説明は概ね20分以内とし、その後質疑の時間（10分以内）を設けること。
- ・ プレゼンテーションに際し、新たな資料の提出は求めないが、補足説明等に必要場合は別途用意すること。
- ・ プレゼンテーションに際し、パソコン等を使用する場合は別途用意すること。
- ・ プロジェクターやスクリーンが必要な場合は事前に相談すること。

エ その他

プレゼンテーションの順番は、本市において決定するものとし、開始時間や集合場所等の詳細については、別途通知する。

- ③ 本プロポーザルでは、「審査の合計点が満点の6割以上の点数であること」を最低基準とし、プロポーザル審査の評価点数が最も高い者を契約予定者として選定する
 なお、いずれの提案者も不十分と判断される場合には選定を行わないことがある。
 また、評価経過等に関する問い合わせには応じない。
- ④ プロポーザルの参加者が1者となった場合も選定は実施するが、契約予定者として選定する場合は、前項の「審査の最低基準」を満たしている必要がある。
- ⑤ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「業務の具体的な提案」の得点が高い方を契約予定者とする。

(2) 選定基準

評価区分	評価項目	評価の着目点	配点
業務実績・体制	業務実績	過去の同種・類似の業務実績から適切な業務遂行能力を有しているか。	5
	業務実施体制・専門性	全体業務管理を行う総括責任者をはじめ、各業務（データ分析、合意形成等）に精通した十分な経験・ノウハウを持つ人材が配置されているか。	10
企画提案内容	業務スケジュール	業務内容を的確に把握し、実施可能なスケジュールが示されているか。	10
	データの集計・分析等	スマホ GPS 等ビッグデータの活用手法や、アンケート等のニーズ調査の実施方法が具体的かつ的確に提案されているか。	15
	現状理解と合意形成（ワークショップ）	本市の現状を踏まえ、多様な関係者が参加するワークショップ等の運営において、ファシリテーションを通じた合意形成や人材育成を図る手法が効果的かつ実現可能か。	15
	交通モードの改善・提案	分析結果を基に、交通モードの導入や改善案など、地域事情に沿った具体的な内容が提案できる体制や方法が示されているか。	15

	計画策定・PDCA 設計	基本方針・目標設定、評価指標の設定、PDCA サイクル等の設計において、実効性のある計画策定手法が提案されているか。	10
	その他独自の提案	仕様書の要件にとどまらず、他の応募者に比べて優位性となる独自の専門的な提案があるか。	5
実施方針等	プレゼンテーション・意欲	企画提案書の内容やプレゼンテーションの説明が具体的で分かりやすく、本業務に対する強い意欲と説得力が感じられるか。	10
見積額	提案金額	提案内容に対して、見積金額が妥当であり整合性がとれているか。	5
合計			100

(3) 失格事由

次のいずれに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

審査結果の通知は、プロポーザル参加事業者に対して令和8年7月27日(月)までに電子メールで通知するものとする。また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等や評価の基準・内容については、情報公開の対象としない。
- (3) すべての企画提案書は返却しない。
- (4) 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属することとする。
- (5) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (6) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

9 問合せ先・提出先

静岡県磐田市自治市民部自治デザイン課交通政策グループ
担当：倉谷

〒438-8650 磐田市国府台3番地1 本庁舎2階

TEL：0538-37-4751/FAX：0538-32-2353

E-mail：chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp